



佐賀県公報

平成20年
7月17日
(木曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 (二二一・財 務 課) 一

◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例 (二三三・教 育 委 員 会) 四

◎佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (二四・くらしの安全安心課) 四

◎佐賀県立病院好生館使用料手数料条例等の一部を改正する条例 (三五・健康福祉本部) 五

公布された条例のあらまし

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)

1 温泉法の改正に伴い、次の(1)及び(2)に掲げる事務の手数料を改定し、(3)から(8)までに掲げる事務の手数料を定めることとした。(別表第一関係)

(1) 土地の掘削の許可の申請に対する審査

(2) ゆう出路の増掘の許可の申請に対する審査

(3) 土地の掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査

(4) ゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査

(5) 温泉の採取の許可の申請に対する審査

(6) 温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の申請に対する審査

(7) 可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査

(8) 温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査

2 1の(7)に掲げる事務に係る手数料の徴収について、経過措置を定めること

とした。

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成二十年十月一日から施行することとした。ただし、2は同年八月一日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)

1 唐津市立蔵木小学校広川分校及び平之分校が廃止となったことに伴い、へき地学校の指定を見直すこととした。(別表第一関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)

1 消費生活用製品安全法の引用条項を改めることとした。(第二条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立病院好生館使用料手数料条例等の一部を改正する条例(条例第三十五号)

1 佐賀県立病院好生館使用料手数料条例ほか三条例において引用する厚生労働省告示を健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律から引用する形に整理することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第三十二号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三百三十七号中「十二万円」を「十三万円」に改め、同表第三百三十号の二の次に次の一号を加える。

百三十七の三 温泉法 第七条の二第一項の 規定に基づく土地の 掘削のための施設等 の変更の許可の申請 に対する審査	土地の掘削のための施設等の変更の許可を申請する者	土地掘削施設等変更許可申請手数料	二万四千元	許可申請のとき
--	--------------------------	------------------	-------	---------

別表第一第三百三十八号中「又は動力の装置」及び「又は動力装置」を削り、「十一万円」を「十二万円」に改め、同表第三百三十八号の二を第三百三十八号の三とし、第三百三十八号の次に次の一号を加える。

百三十八の二 温泉法 第十一条第一項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査	動力の装置の許可を申請する者	動力装置許可申請手数料	十一万円	許可申請のとき
---	----------------	-------------	------	---------

別表第一第三百三十八号の三の次に次の五号を加える。

百三十八の四 温泉法 第十一条第二項において準用する同法第七條の二第一項の規定に基づくゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可に対する審査	ゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可を申請する者	ゆう出路増掘施設等変更許可申請手数料	二万四千元	許可申請のとき
百三十八の五 温泉法 第十四条の二第一項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査	温泉の採取の許可を申請する者	温泉採取許可申請手数料	三万五千元	許可申請のとき
百三十八の六 温泉法 第十四条の三第一項又は第十四条の四第一項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者	温泉採取許可承継承認申請手数料	七千四百円	承認申請のとき

百三十八の七 温泉法 第十四条の五第一項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガスの濃度についての確認を申請する者	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	七千四百円	確認申請のとき
百三十八の八 温泉法 第十四条の七第一項の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉の採取のための施設等の変更の許可を申請する者	温泉採取施設等変更許可申請手数料	二万四千元	許可申請のとき

別表第三第一号の二中「第三百三十九号の二」を「第三百三十九号の三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年八月一日から施行する。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に係る手数料の徴収)

2 平成二十年十月一日前に温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十一号）附則第六条の規定により同法による改正後の温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十四条の五第一項の確認の申請に係る手数料については、この条例による改正後の佐賀県手数料条例別表第一第三百三十八号の七の規定の例による。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後				改正前					
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）					
一〇百三十六略	事務	納付 義務者 名称	手数料 額	納付 時期	一〇百三十六略	事務	納付 義務者 名称	手数料 額	納付 時期

<p>百三十七 温 土地の 土地掘 削の許可 泉法（昭和 二十三年法 律第五号） 第三項の 規定に基づ く土地の掘 削の許可の 申請に対する 審査</p>	<p>百三十七の二 略</p>	<p>百三十七の三 土地の 土地掘 削の許可 温泉法第 七条の二第 一項の規定 に基づく土 地の掘削の ための施設 等の変更の 許可の申請 に対する審 査</p>	<p>百三十八 温 土地の 土地掘 削の許可 泉法第 十一 条第一項の 規定に基づ く土地の掘 削の許可の 申請に対する 審査</p>	<p>百三十八の二 動力の 動力装 置の許可 温泉法第 十一 条第一項の 規定に基づ く土地の掘 削の許可の 申請に対する 審査</p>
<p>百三十七 温 土地の 土地掘 削の許可 泉法（昭和 二十三年法 律第五号） 第三項の 規定に基づ く土地の掘 削の許可の 申請に対する 審査</p>	<p>百三十七の二 略</p>	<p>百三十七の三 土地の 土地掘 削の許可 温泉法第 七条の二第 一項の規定 に基づく土 地の掘削の ための施設 等の変更の 許可の申請 に対する審 査</p>	<p>百三十八 温 土地の 土地掘 削の許可 泉法第 十一 条第一項の 規定に基づ く土地の掘 削の許可の 申請に対する 審査</p>	<p>百三十八の二 動力の 動力装 置の許可 温泉法第 十一 条第一項の 規定に基づ く土地の掘 削の許可の 申請に対する 審査</p>
<p>置の許可をと する者 地位の承継 の承認の申 請に対する 審査</p>	<p>百三十八の四 温泉法第 十一 条第二項 の規定に基 づき土地の 掘削の許可 の申請に対 する審査</p>	<p>百三十八の五 温泉法第 十四 条の二第 一項の規定 に基づく土 地の掘削の ための施設 等の変更の 許可の申請 に対する審 査</p>	<p>百三十八の六 温泉法第 十四 条の三第 一項の規定 に基づく土 地の掘削の ための施設 等の変更の 許可の申請 に対する審 査</p>	<p>百三十八の七 温泉法第 十四 条の五第 一項の規定 に基づく土 地の掘削の ための施設 等の変更の 許可の申請 に対する審 査</p>
<p>置の許可をと する者 地位の承継 の承認の申 請に対する 審査</p>				

百三十八の八	温泉の採取の取施設	二万四千元	許可申請のとき
百三十八の九	温泉法第十四条の七	温泉の採取の取施設	
百三十九	温泉の採取の許可料		
百四十	温泉の採取の許可料		
百四十一	温泉の採取の許可料		
百四十二	温泉の採取の許可料		
百四十三	温泉の採取の許可料		
百四十四	温泉の採取の許可料		
百四十五	温泉の採取の許可料		
百四十六	温泉の採取の許可料		
百四十七	温泉の採取の許可料		
百四十八	温泉の採取の許可料		
百四十九	温泉の採取の許可料		
百五十	温泉の採取の許可料		
百五十一	温泉の採取の許可料		
百五十二	温泉の採取の許可料		
百五十三	温泉の採取の許可料		
百五十四	温泉の採取の許可料		
百五十五	温泉の採取の許可料		
百五十六	温泉の採取の許可料		
百五十七	温泉の採取の許可料		
百五十八	温泉の採取の許可料		
百五十九	温泉の採取の許可料		
百六十	温泉の採取の許可料		
百六十一	温泉の採取の許可料		
百六十二	温泉の採取の許可料		
百六十三	温泉の採取の許可料		
百六十四	温泉の採取の許可料		
百六十五	温泉の採取の許可料		
百六十六	温泉の採取の許可料		
百六十七	温泉の採取の許可料		
百六十八	温泉の採取の許可料		
百六十九	温泉の採取の許可料		
百七十	温泉の採取の許可料		
百七十一	温泉の採取の許可料		
百七十二	温泉の採取の許可料		
百七十三	温泉の採取の許可料		
百七十四	温泉の採取の許可料		
百七十五	温泉の採取の許可料		
百七十六	温泉の採取の許可料		
百七十七	温泉の採取の許可料		
百七十八	温泉の採取の許可料		
百七十九	温泉の採取の許可料		
百八十	温泉の採取の許可料		
百八十一	温泉の採取の許可料		
百八十二	温泉の採取の許可料		
百八十三	温泉の採取の許可料		
百八十四	温泉の採取の許可料		
百八十五	温泉の採取の許可料		
百八十六	温泉の採取の許可料		
百八十七	温泉の採取の許可料		
百八十八	温泉の採取の許可料		
百八十九	温泉の採取の許可料		
百九十	温泉の採取の許可料		
百九十一	温泉の採取の許可料		
百九十二	温泉の採取の許可料		
百九十三	温泉の採取の許可料		
百九十四	温泉の採取の許可料		
百九十五	温泉の採取の許可料		
百九十六	温泉の採取の許可料		
百九十七	温泉の採取の許可料		
百九十八	温泉の採取の許可料		
百九十九	温泉の採取の許可料		
百	温泉の採取の許可料		

別表第三(第三条関係)

手 数 料	減免対象者	減免する額
一 略		
二 一 別表第一第百三十九号の二に掲げる手数料	佐賀県	全額
三 一 略		
四 一 略		
五 一 略		
六 一 略		
七 一 略		
八 一 略		
九 一 略		
十 一 略		
十一 一 略		
十二 一 略		
十三 一 略		
十四 一 略		
十五 一 略		
十六 一 略		
十七 一 略		
十八 一 略		
十九 一 略		
二十 一 略		
二十一 一 略		
二十二 一 略		
二十三 一 略		
二十四 一 略		
二十五 一 略		
二十六 一 略		

別表第三(第三条関係)

手 数 料	減免対象者	減免する額
一 略		
二 一 別表第一第百三十九号の二に掲げる手数料	佐賀県	全額
三 一 略		
四 一 略		
五 一 略		
六 一 略		
七 一 略		
八 一 略		
九 一 略		
十 一 略		
十一 一 略		
十二 一 略		
十三 一 略		
十四 一 略		
十五 一 略		
十六 一 略		
十七 一 略		
十八 一 略		
十九 一 略		
二十 一 略		
二十一 一 略		
二十二 一 略		
二十三 一 略		
二十四 一 略		
二十五 一 略		
二十六 一 略		

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十三号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

唐津市 唐津市立高島小学校
唐津市 唐津市立厳木小学校
唐津市 唐津市立廣川分校

を

唐津市 唐津市立厳木小学校平之分校

唐津市 唐津市立高島小学校

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

別表第一(第十条関係)

級 別	所 在 地	学 校 等 の 名 称
一 級	略	略
略	唐津市	唐津市立高島小学校

改 正 前

別表第一(第十条関係)

級 別	所 在 地	学 校 等 の 名 称
一 級	略	略
略	唐津市	唐津市立高島小学校
略	唐津市	唐津市立厳木小学校
略	唐津市	唐津市立廣川分校
略	唐津市	唐津市立厳木小学校平之分校

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十四号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第二号イ中「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同号ロ中「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号ハ中「第八十五条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>		<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	
事務	市町又は広域連合	事務	市町又は広域連合
一 一の四 略		一 一の四 略	
二 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの	各市	二 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの	各市
イ 法第四十条第一項の規定により、業務の状況に関し報告をさせること。		イ 法第八十三条第一項の規定により、業務の状況に関し報告をさせること。	
ロ 法第四十一条第一項の規定により、立入検査をさせること。		ロ 法第八十四条第一項の規定により、立入検査をさせること。	
ハ 法第四十二条第一項の規定により、特定製品を提出すべきことを命ずること。		ハ 法第八十五条第一項の規定により、特定製品を提出すべきことを命ずること。	
三 二十八 略		三 二十八 略	

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十五号

佐賀県立病院好生館使用料手数料条例等の一部を改正する条例

(佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部改正)

第一条 佐賀県立病院好生館使用料手数料条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)により算定する額」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下「診療報酬算定方法」という)並びに健康保険法第八十五条第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」に改め、同項ただし書中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)及び」を削り、「法令」を「法令等」に改める。

別表の百八十日超入院加算料の項を次のように改める。

180日超入院加算料	1日につき 診療報酬算定方法により算定した一般病棟入院基本料(後期高齢者特定入院基本料を含む。)の額に100分の15を乗じて得た額に100分の105を乗じて	180日超入院加算料とは、健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の厚生労働大臣が定める療養に関する方法により計算し
180日超入院加算料	15を乗じて得た額に100分の105を乗じて	180日超入院加算料とは、健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の厚生労働大臣が定める療養に関する方法により計算し

得た額 (10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	た入院期間が180日を超えた場合に第2条第1項に規定する諸料金に計算する使用料をいう。
----------------------------------	---

(佐賀県保健所使用料および手数料条例の一部改正)

第二条 佐賀県保健所使用料および手数料条例(昭和三十年佐賀県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県保健所使用料及び手数料条例

第一条中「および」を「及び」に改める。

第二条中「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号以下「診療報酬算定方法」という。)により算定した額」を「健康保険法

(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準

(以下「診療報酬算定方法」という。)により算定した費用の額」に改める。

(佐賀県衛生葉業センター手数料及び使用料条例及び佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)により算定した額」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準に改める。

一 佐賀県衛生葉業センター手数料及び使用料条例(昭和四十七年佐賀県条例第八号)別表

二 佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例(昭和五十八年佐賀県条例第十八号)第三条第一項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部改正)に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(諸料金の額)	第二条 諸料金の額は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下「診療報酬算定方法」という。)並びに健康保険法第八十五条第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)その他の法令等によりその額を定められたものについては、当該法令等の定めるところによる。	第二条 諸料金の額は、診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)により算定する額とする。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)及びその他の法令によりその額を定められたものについては、当該法令の定めるところによる。
2・3 略	2・3 略	2・3 略

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種 別	料 金	備 考		種 別	料 金	備 考	
略				略			
180日超入院加算料	1日につき 診療報酬算定方法により算定した一般病棟入院基本料（後期高齢者特定入院基本料を含む。）の額に100分の15を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	180日超入院加算料とは、健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の厚生労働大臣が定める療養に関し、別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた場合に第2条第1項に規定する諸料金に加算する使用料をいう。		180日超入院加算料	1日につき 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示」という。）第8号に規定する通算対象入院料の額に100分の15を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	180日超入院加算料とは、告示第8号の規定により計算した入院期間（告示第9号に規定する者に係る入院期間を除く。）が180日を超えた場合に第2条第1項に規定する諸料金に加算する使用料をいう。	
略				略			

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条、第三条関係）				別表（第二条、第三条関係）			
分 類	項 目	金 額		分 類	項 目	金 額	
一 徴 生物 試験 検査	略			一 徴 生物 試験 検査	略		
	その他の 試験検査	健康保険法（大正十一年法律第七十号） 第七十六条第二項の 規定による厚生労働			その他の 試験検査	診療報酬の算定方法 （平成十八年厚生労働 省告示第九十二号） により算定した額の	

改 正 後	改 正 前
<p>第二条（佐賀県保健所使用料および手数料条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <p>佐賀県保健所使用料及び手数料</p> <p>（総則）</p> <p>第一条 佐賀県保健所における使用料及び手数料（以下「諸料金」という。）については、この条例の定めるところによる。</p> <p>（諸料金の額）</p> <p>第二条 諸料金の額は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬算定方法」という。）により算定した費用の額の八割に相当する額以内において知事が定め、診療報酬算定方法により難いもの及び診療報酬算定方法に定めのないものについては、その実費を基準として知事が定める。</p>	<p>第二条（佐賀県保健所使用料および手数料条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <p>佐賀県保健所使用料および手数料</p> <p>（総則）</p> <p>第一条 佐賀県保健所における使用料および手数料（以下「諸料金」という。）については、この条例の定めるところによる。</p> <p>（諸料金の額）</p> <p>第二条 諸料金の額は、診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号。以下「診療報酬算定方法」という。）により算定した額の八割に相当する額以内において知事が定め、診療報酬算定方法により難いもの及び診療報酬算定方法に定めのないものについては、その実費を基準として知事が定める。</p>

第三条 (佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	<p>(使用料等の額)</p> <p>第三条 使用料の額は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額とする。</p>	改 正 前	<p>(使用料等の額)</p> <p>第三条 使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)により算定した額とする。</p>
-------------	--	-------------	--

略	手数料	大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額の八割に相当する額(血液の採取を伴う試験又は検査の場合にあつては、一〇〇円以内の血液の採取に要する費用を加算した額)
略	二・三略	八割に相当する額(血液の採取を伴う試験又は検査の場合にあつては、一〇〇円以内の血液の採取に要する費用を加算した額)

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年七月十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社